

芝山町地域防災計画

【概要版】



芝山町キャラクター **しはやくん**

令和6年3月



目 次

I 地域防災計画とは

1 計画の目的	1
2 計画の基本方針	1
3 成田空港の機能強化に伴う防災課題と対策方針	2
4 計画の構成と内容	3

II 地域の災害危険性

1 地震	4
2 風水害	4

III 災害に備える活動

1 地域防災力の向上	6
2 防災体制の整備	9
3 災害に強いまちづくり	11

IV 災害が発生したときの活動

1 災害対策本部	12
2 情報伝達・災害相談	12
3 応援協力体制の確保	12
4 避難活動	13
5 消火・救助・医療救護活動	14
6 二次災害の防止活動	15
7 被災者への生活支援	15
8 交通対策・緊急輸送	16
9 災害ボランティア	17
10 帰宅困難者対策	17

V 災害復旧・復興

1 災害復旧	18
2 災害復興	18

VI 芝山町避難所等一覧

1 芝山町避難所等一覧	19
-------------------	----

I 地域防災計画とは

1 計画の目的

芝山町地域防災計画(以下「地域防災計画」といいます。)は、災害対策基本法第 42 条の規定により、芝山町防災会議が作成する計画です。この計画では、防災関係機関や公共的団体その他住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

2 計画の基本方針

地域防災計画は芝山町の防災行政を司る総合的かつ基本的な計画であり、芝山町だけでなく、国、県、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととされています。

芝山町では、次の方針に基づいて、地域の防災力を向上させ、災害に強いまちの実現を図ります。

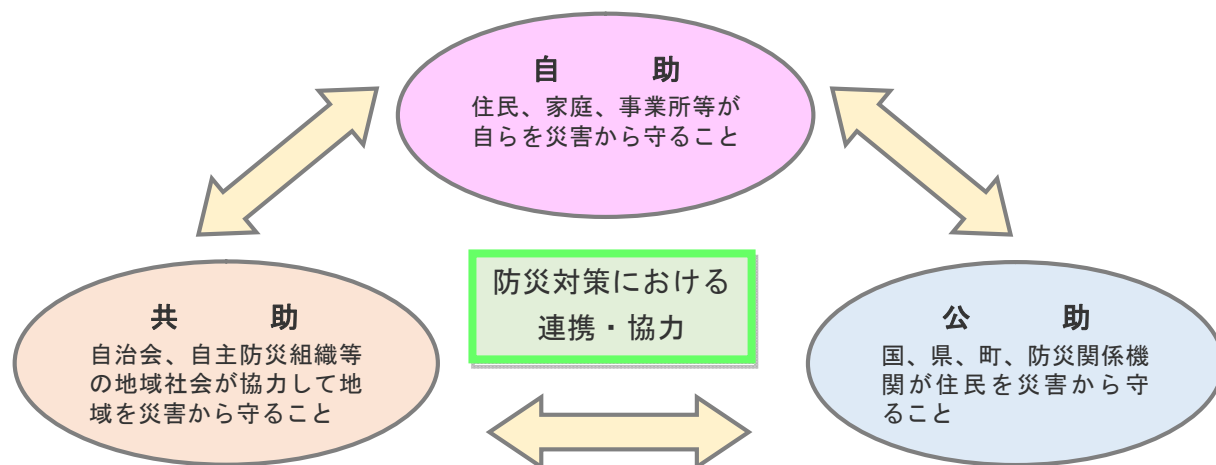
◆ 減災のための建物耐震化・液状化対策の強化

公共施設の耐震化や建築物の所有者に対する耐震化の重要性の啓発や支援について、「芝山町耐震改修促進計画」との整合を図り、目標値を明確にして対策を推進します。

◆ 自助、共助、公助の連携体制の推進

災害発生時は、救助活動、初期消火活動、医療救護、避難など、数多くの対策を同時に行う必要がありますが、これら全ての対策を町や防災関係機関が担うことは困難です。

自助、共助、公助の役割の明確化と連携により、住民一人一人の防災意識の向上や自主防災組織の育成、事業所による支援など地域の防災力を向上させます。



◆ 要配慮者への配慮

要配慮者(高齢者、障がい者等その他特に配慮を要する者)は迅速に安全な場所に避難することが困難であったり、避難生活の際のストレスで被災することなどが問題となっています。

そのため、地域の中で要配慮者を支援する体制や福祉避難所の整備を推進します。

◆ 男女別のニーズの違いへの対応

東日本大震災では、避難生活における女性の必需品や男女別のスペースの確保等、女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が課題となりました。国の指針等に基づき、男女共同参画の視点による防災・復興の取組みを推進します。

◆ 物資供給体制の整備

県の備蓄の基本指針に基づき、災害発生から3日間は芝山町内で対応することを基本とし、自助、共助、公助それぞれの計画的な備蓄や多様な物資調達先の確保などの整備を推進します。

◆ 広域応援体制の整備

大規模な災害や大規模事故により芝山町の機能が喪失した場合、芝山町による対策を行うことは非常に困難になります。国、県、自衛隊、全国の自治体、協力団体、企業等と広域的な応援体制を構築し、町への受援と町からの支援の両面から体制を整備します。

◆ 実効性ある体制の検討

災害発生後、通信手段の不通、交通規制、人員や資機材の不足など様々な制約がある中で、各対策の体制が機能するかどうか、その手順や方法等を見直し、実効性のある体制を確保します。

◆ 長期的な停電に備えた燃料供給に関する協定の締結

大規模災害により停電が 72 時間以上継続した場合に備え、非常用電源による長期間稼働を可能とするために、燃料の提供を受けることができる事業所との協定締結を推進します。

3 成田空港の機能強化に伴う防災課題と対策方針

成田空港は増加が予想される首都圏の航空需要に対応するため、滑走路の増設・延伸、年間発着枠の拡大等の機能強化を図っています。このため、外国人を含む旅客、雇用者、居住者の大幅な増加、空港の機能強化に伴う居住者の移転等を考慮し、次の方針に基づいて防災対策を推進します。

◆ 防災行政無線の再編等

既存の屋外子局の音達域や移転予定先の市街地の密集度などを考慮した屋外子局の移設・再編、戸別受信機の整備の継続、より確実に防災情報を伝達する手段の新規導入を検討します。

◆ 備蓄の強化

住民や帰宅困難者の増加を考慮して防災用品の分散備蓄を図るとともに、成田空港の機能拡張に伴う移転代替地の整備や新市街地の整備に当たっては防災備蓄倉庫の設置を検討します。

◆ 避難所の再編、一時滞在施設の確保

空港拡張用地に居住する住民の移転や新市街地の形成に伴い、避難対象区域と避難者数が変化することから、避難所の収容規模や避難経路の安全性等を再検討します。

◆ 防災情報の外国語表記の充実

防災に関連する広報物への外国語併記、避難生活に必要な情報の多言語表記カードの用意など、外国人向けの情報提供環境や災害時の円滑な提供体制を確保します。

◆ 航空災害対策の強化

航空災害リスクを軽減するため、成田国際空港航空災害対策協議会において緊急時の活動計画や関係機関の連携協力体制の確立を図るなど航空災害対策の強化を図ります。

4 計画の構成と内容

地域防災計画には、防災対策における基本方針のほか、国、県、芝山町、その他防災関係機関、住民、事業所等の役割分担が示してあります。地震や風水害等の自然災害のほか、列車の衝突事故等の大規模事故災害も対象としています。

芝山町地域防災計画の構成

項 目			内 容
総	則 編		計画の目的、基本方針、防災関係機関・住民等の役割、芝山町の災害特性、成田空港の機能強化に伴う防災課題と方針
震 災 編	災 害 予 防 計 画		地震被害を防止・軽減するため、平常時に行うさまざまな備えや耐震化等の計画
	災 害 応 急 対 策 計 画		地震が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動、二次災害の防止措置、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等の計画
	災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画		被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防護、円滑な避難、迅速な救助等に関する計画
風 水 害 編	災 害 予 防 計 画		河川の氾濫や浸水、土砂災害等の被害を防止するため、平常時に行うさまざまな備えの計画
	災 害 応 急 対 策 計 画		大雨、洪水、暴風等のおそれがあるときや災害が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動の計画
	災 害 復 旧 計 画		被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
大 規 模 事 故 編	総	則	大規模事故発生時の体制
	大 規 模 事 故 対 策 計 画	航 空 機 災 害 対 策	航空機火災等への予防計画、災害発生時の応急活動、応援体制の計画
		大 規 模 火 災 対 策	集落等の火災による延焼予防対策、大規模建築物の火災防止対策、火災発生時の消防・避難活動等の計画
		林 野 火 災 対 策	林野火災の防止対策、火災発生時の消防・避難活動等の計画
		危 険 物 等 災 害 対 策	危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設における事故防止対策や事故発生時の二次災害防止措置及び救助活動等の計画
		道 路 災 害 対 策	道路施設の被害、危険物積載車両の事故等による被害の防止や事故発生時の救助活動等の計画
		鉄 道 災 害 対 策	列車の衝突や脱線等により死傷者を伴う列車事故発生時の消防活動や救助・救護活動等の計画
		放 射 性 物 質 事 故 対 策	放射性物質取扱事業所等での事故を想定した備え、事故発生時の防護措置等の計画
		大 規 模 停 電 対 策	大規模停電の発生を想定した備え、大規模停電発生時の電源確保、電力等の早期復旧、被災者支援等の計画
資	料 編	各計画と関連する例規、表、その他資料を掲載	

Ⅱ 地域の災害危険性

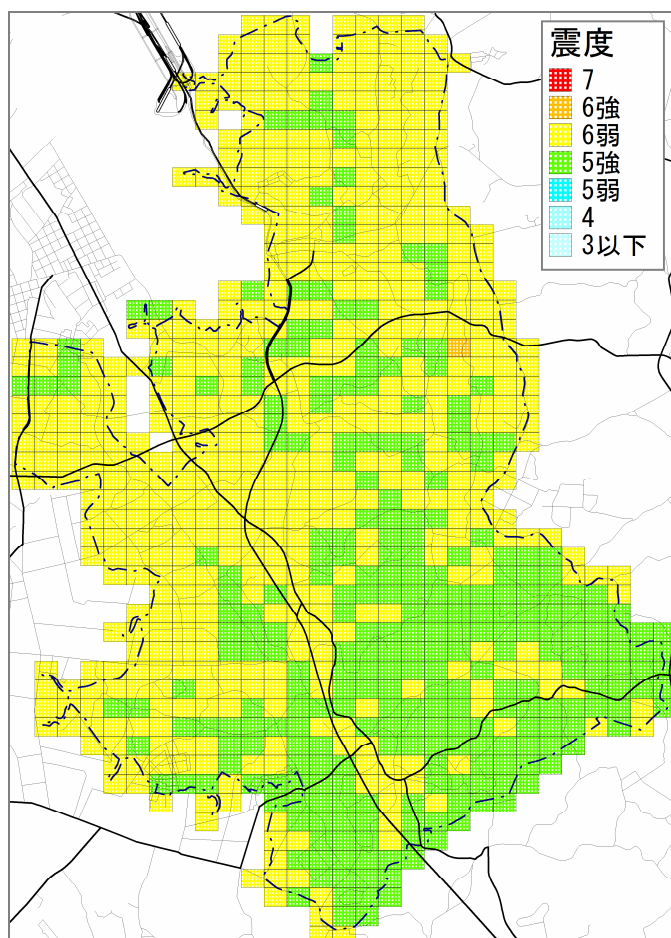
1 地震

◆ 地震被害想定

千葉県では近い将来において県内に多大な被害をもたらす可能性が高い地震を想定した被害予測を行っています。この中で、芝山町に最も大きな被害が予測される地震は「千葉県北西部直下地震(マグニチュード7.3)」とされています。

「千葉県北西部直下地震」が発生した場合、芝山町内の震度は大部分が震度5強～6弱、局地的に6強となり、死者や重傷者の発生は想定されていないものの、建物の全壊が約20棟、負傷者が約20人、避難者は約430人と予測されています。

千葉県北西部直下地震で予測された震度分布図(左図)と被害想定(右表)



建物被害	
全壊	約20棟
人的被害	
死者	約0人
負傷者	約20人
避難者	約430人
帰宅困難者※	約5,300人

(注) 冬の18時に発生した場合。予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるため、その後の耐震化の進展により年々減少していると考えられます。

※帰宅困難者数は横芝光町分を含みます。

2 風水害

◆ 洪水浸水想定区域

町内には、水防法に基づき、高谷川沿い、木戸川沿いの洪水浸水想定区域が指定されています。想定最大規模の大雨で氾濫した場合、高谷川沿い、木戸川沿いの一部地域で最大で5.0m～10.0m未満の浸水が予測されています。

◆ 土砂災害警戒区域

芝山町内には、河川と台地の間に分布する急傾斜地を中心に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が137箇所指定されています。

土砂災害防止法とは…

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の危険区域を指定し、ハードやソフトの土砂災害対策を推進する法律です。土砂災害の危険区域には土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2種類があり、土砂災害警戒区域に指定されると警戒避難体制の整備等が行われます。さらに危険度が高い特別警戒区域に指定されると、建物の構造規制等が行われます。

ハザードマップを確認しましょう！

芝山町では地震、洪水、土砂災害からの円滑な避難を確保するため、危険区域や避難場所等の地図、適切な避難行動や日頃の備えなどを示したハザードマップを作成、公表しています。

ハザードマップを活用し、災害の種類に応じた避難方法や日頃の備えを点検しておきましょう。

【総合防災ハザードマップ】



Ⅲ 災害に備える活動

1 地域防災力の向上

◆ 防災訓練

芝山町では、地震発生時に自分自身の身を守る方法を身につける機会として、毎年9月の防災週間に「シェイクアウト訓練」を実施しています。

シェイクアウト訓練とは、指定された日時に、特定の会場に集まることなく、各家庭、職場、学校、外出先などのそれぞれの場所で、参加者が地震から身を守るための『3つの安全行動』を約1分間行う訓練です。

シェイクアウト訓練の内容

【行動1】身の安全の確保

訓練開始の合図を機に、その場（各家庭、職場、学校、外出先など）で約1分間

- ① 姿勢を低くし
- ② 体や頭を守り
- ③ 揺れが収まるまでじっとする

【行動2】防災対策の再確認

- 建物や建物周辺の環境の点検
- 家具の転倒・落下防止の確認 など



◆ 自主防災組織の育成

自主防災組織は共助の中心を担う重要な防災組織です。芝山町では自治会単位の自主防災組織の結成や活動を促進するため、防災資機材の購入や防災訓練及び防災マップの作成等にかかる費用の助成、防災訓練の指導、防災講師の派遣等の支援を行っています。

また、災害時に自主防災組織の迅速かつ的確な行動力の養成を図るため、地域におけるリーダーとなる人を対象に、研修会等の実施に努めたり、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進します。

補助金の名称	補助内容	
自主防災組織 設置補助金	認定された自主防災組織の構成世帯数に応じた金額を助成する。 (限度額あり)	
自主防災組織 活動補助金	訓練啓発等活動	自主防災組織が行う防火防災訓練等（防災知識の啓発活動も含む。）に要する費用の一部を補助する。
	倉庫設置	防災資機材用倉庫の設置費用の80%を補助する。 (150,000円を上限とする)
自主防災組織 資機材購入補助金	防災活動に必要な資機材の購入に要する費用を補助する（現物支給）。 (1組織1回限り。350,000円を上限とする)	

【地域で高める防災力】

自主防災組織である「防災谷平野会」及び「はにわ台自主防災組織」では、地域の実情に応じた防災訓練を実施しています。

訓練は、心肺蘇生法の講習や消火器の取扱い訓練、地震体験車や煙体験ハウスによる模擬災害体験などを実施しており、災害時に重要な自助・共助の意識を高めるとともに、地域防災力の向上につながっています。



◆ 地区防災計画の普及

地域の防災力の向上を図るため、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等に関する地区防災計画の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動を推進していきます。

地区防災計画とは・・・

住民等による自発的な防災活動を定めた『ボトムアップ型』の計画です。地域防災計画は、住民による自助、地域コミュニティによる共助、行政や公共機関による公助の基本的な役割を定めています。国、県、芝山町などが行う対策がメインとなった『トップダウン型』の性格が強い内容です。

一方、東日本大震災では行政機能が麻痺する中、自助、共助が避難所運営等で重要な役割を果たし、大規模災害では自助、共助がとくに重要であることが改めて認識されました。

この教訓を踏まえて災害対策基本法が改正され、一定の地区の居住者や事業者が自発的な防災活動を計画して防災会議に提案できる「地区防災計画制度」が創設されました。

芝山町では、国のガイドライン等を活用して地区防災計画を普及していきます。

みんなで「地区防災計画」を作ろう！

地区居住者等によるボトムアップ型提案
「地区防災計画」の策定まで

STEP-0 事前準備

- 様々な場や機会を通じて、災害に対する備え(準備)の重要性について勉強してみよう(学習会等に参加)。
- 計画策定のためのグループ(組織)を構築し(※1)、地元行政(市町村や消防等)に連携方法を確認します。

STEP-1 工程確認

- 計画を策定する対象地区の地域の特性を把握し、起こりうる自然災害(リスク)を推定します。
- 「まち歩き」をして、各自発見したことを記録。
- 図書館等で地文文献を参照活用しながら、「防災マップ」を作ります(※2)。
- 防災マップを使い、危険場所や避難場所等を共有し、計画策定のためのスケジュールや取組内容(避難・救助方法等)について話し合います。

STEP-2 策定前検証

- ワークショップ等を開催し、推定した自然災害(※3)による被害想定(課題抽出)を行います。そして、課題に対する減災対策を協議し、防災活動(訓練、備蓄、その他の共助支援策)等を作成した「計画案」を作成します。
- 計画案に基づき各種訓練を実施し、実行性を確認します。

STEP-3 「計画」策定

- 計画案を基に「計画」を策定し、対象地区の全員に共有します。(地元行政や防災士等知見者への協力を要請を推奨(※4)します。)

STEP-4 「地域防災計画」へ

- 管轄の市町村防災会議に「計画」を提案します(地域防災計画への採用判断が行われます)。
- 採用後は、地区居住者等は当該地区防災計画に使い、防災活動の実施に努めます(※5)。

STEP-5 計画の見直し

- 定期継続的に「まち歩き」や各種訓練、ワークショップやアンケート等を実施し、対象地区の全員が実行可能な計画となるように随時見直します(※6)。

※1)組織単位については「地区防災計画」Q&Aを参照下さい。
※2)危険場所や避難場所等を写真やイラストで記録してみよう。
※3)対象地区に過去発生した被害や他地区事例も調査してみよう。
※4)早い段階でアドバイザーをもらうと悩みが解消し、楽になります。
※5)災害対策基本法により、市町村防災会議は、必要と認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとなります。
※6)定期継続的に「まち歩き」や各種訓練、ワークショップやアンケート等を実施し、対象地区の全員が実行可能な計画となるように随時見直します(※6)。

※内閣府「みんなでつくる地区防災計画」より

地区防災計画の策定は難しいのでは・・・

全国各地で様々な地区防災計画が策定されています。まずは各地の取組事例を知るところから始めてみましょう。

こんな地区防災計画が作られています。(事例のご紹介)

事例① 要配慮者への支援体制を構築

■要配慮者に対する地域支援体制づくり
災害発生時に助けが必要とされる要配慮者を「おねがい会員」、救助を行う支援者を「まかせて会員」として登録する制度を構築。災害時の要配慮者の安否確認や避難誘導の他、平常時の見守りも実施。

■「ギリギリの共助」
地震後15分以内において、要配慮者が自宅の玄関先にいた場合には、支援者が「同伴避難」、「車避難」等ができるとする「ギリギリ」の共助による支援体制を構築。

事例② 安否確認のルールを構築

■隣近所で確実な安否確認の実行
災害時に取るべき行動を「自身の安全確認」→「安全カードの提示」→「近所の確認」等、やるべき行動手順について文書で明確化し、安否確認のルールを構築。

■「災害時住民支え合いマップ」の作成
災害時に誰がどの人の安否を確認し、助けるかを取り決め、要配慮者の自宅等を掲載した「災害時住民支え合いマップ」を作成。

■安否確認のIT化
マンション管理組合が全住居人の安否状況を確認可能とし、一時避難者も受け入れ可能。

事例③ 避難所運営のルールを構築

■避難所運営マニュアルを作成し、訓練を毎年実施
地区住民で避難所生活の役割分担を取り決めた「避難所運営マニュアル」を作成し、各種実施訓練を毎年実施。

避難所における役割分担(例)

役割	主な業務
総務	・避難所生活の運営(食事、トイレ、洗濯、風呂、寝具の管理、物資の配付、安否確認、情報伝達、避難所生活の記録、避難所生活の改善、避難所生活の安全確保、避難所生活の円滑化)
物資管理	・物資の配付、物資の管理、物資の記録、物資の改善、物資の安全確保、物資の円滑化
情報管理	・情報の収集、情報の伝達、情報の記録、情報の改善、情報の安全確保、情報の円滑化
医療・救護	・医療、救護、医療の記録、医療の改善、医療の安全確保、医療の円滑化
防災管理	・防災、防災の記録、防災の改善、防災の安全確保、防災の円滑化
避難所生活	・避難所生活の運営、避難所生活の記録、避難所生活の改善、避難所生活の安全確保、避難所生活の円滑化

◆ 避難行動要支援者の支援体制づくり

芝山町では、災害時の避難支援を希望されない方を除く避難行動要支援者の方々の名簿を作成し、平常時から警察、消防、民生委員等の避難支援等関係者に情報を提供しています。

また、避難行動要支援者が避難支援等関係者と相談して、安否確認方法や最寄の避難所、避難経路の確認などを行い、個別避難計画を作成します。

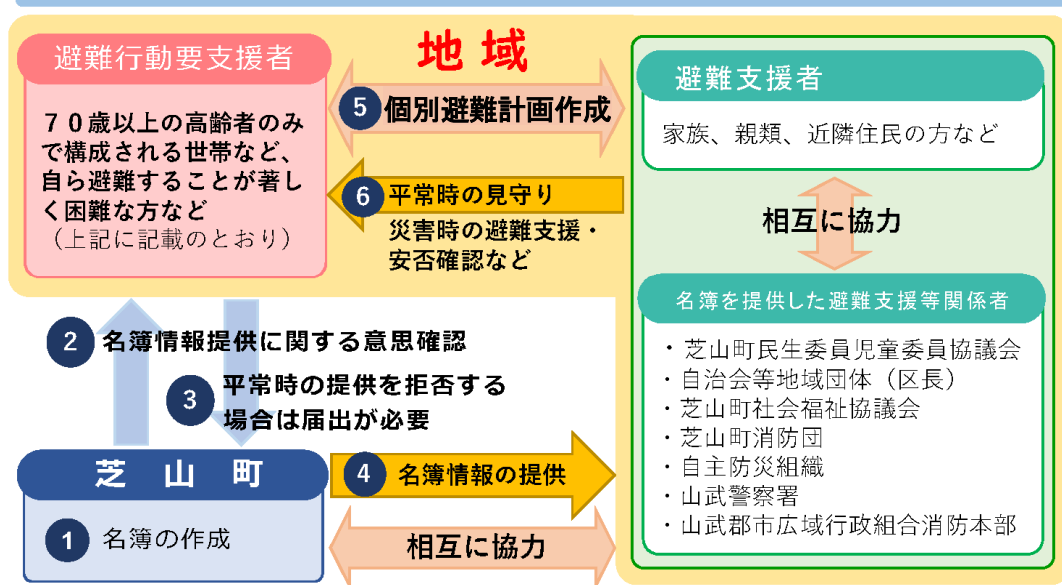
避難支援の流れ

「避難行動要支援者」とは

- ① 70 歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 要介護認定者で要介護3以上の方
- ③ 身体障がい者手帳1級又は2級の方
- ④ 療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1またはAの2の方
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳1級

※上記以外でも災害時に避難などに不安のある方も登録できます。

避難支援の流れ



◆ 消防団の活性化

消防団は、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行うなど、地域の防災リーダーとしての重要な役割を担っています。

一方、消防団員の高齢化や減少などが懸念されるため、芝山町では「消防団協力事業所表示制度」を普及し、消防団に協力する事業所に便宜を図るなど、消防団の維持、活性化を促進しています。

消防団協力事業所表示制度とは・・・

事業所の消防団活動への協力を社会貢献として普及し、事業所の協力を通じて地域防災力を充実することを目的とした制度です。

従業員の入団や保有する資機材を消防団活動に提供するなど、消防団活動に協力する事業所には「消防団協力事業所表示制度」表示マーク（右図参照）を交付します。

表示マークは、社屋や自社のホームページ等に掲示することができ、企業のイメージアップにつながります。



2 防災体制の整備

災害時の情報伝達、物資の確保、受援等を円滑に行えるよう、システム整備、備蓄、協力体制づくり等を進めています。

◆ 家庭内・事業所内での食料・物資の備蓄促進

芝山町では、各家庭における飲食料や生活用品等について、「最低3日、推奨1週間」分の備蓄を勧めています。また、家族に要配慮者や食物アレルギーをもつ家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄も必要です。

事業所等においても、従業員、来客等が道路や交通機関の被害で帰宅困難となる状況を想定し、事業所内で一時滞在できるように備蓄することを勧めています。

備蓄には「ローリングストック法」が有効です！

ローリングストック法とは、一般食品の中で比較的賞味期限の長いレトルト食品、フリーズドライ食品、カップラーメンなどを常時備蓄し、定期的に賞味期限が近づいたものから消費し、それを補充していく備蓄方法です。



出典：農林水産省「少し多めに買い置き～家庭備蓄のすすめ～」より

◆ 公的な食料・物資の備蓄

芝山町では、大規模災害時の避難者数や帰宅困難者数を考慮した食料、飲料水、生活用品などを町内各所に配置した備蓄倉庫に配備しています。

町内の備蓄倉庫と主な備蓄品

備蓄倉庫の主な設置箇所	主な備蓄品
芝山町役場(小池)、福祉センター(飯櫃)、芝山小学校(新井田)、芝山中学校(高田)、岩山共同利用施設(朝倉)、小池共同利用施設(小池)、高谷共同利用施設(高谷)、旧東小学校(大里)	アルファ米、そのままご飯、ビスケット、ライスクッキー、飲料水(ペットボトル)、毛布、ブルーシート、パーテーション、避難所用テント、電池、発電機、ポリタンク、折りたたみベッド、扇風機、救急シート、救助工具一式 等

◆ 情報伝達体制

災害や避難等に関する情報を地域の方々に速やかに伝達するため、防災行政無線のほか、芝山町情報メールやインターネット、放送メディアを活用した多様な伝達手段を整備しています。

防災行政無線 スピーカーから緊急時の情報をお知らせします。 ※およそ半径 250m の範囲に音声が届くように、また、他のスピーカーと音声が重ならないように設置しています。	防災行政無線戸別受信機 受信機を1世帯に1台、無償で貸与しています。 貸与希望の場合は、総務課自治振興係に申請書を提出してください。
テレビ・ラジオ 災害情報共有システム(Lアラート)から受信した避難情報及び避難所開設情報を、テレビのデータ放送で確認することができます。	緊急速報メール 緊急地震速報、特別警報、災害・避難情報等が発表されたときに、対象エリア内の携帯電話やスマートフォンに一斉に送信されます。 ※通信事業者、機種によっては受信できない場合があります。
芝山町情報メール 芝山町からのお知らせや防災・防犯情報を、登録者のメールアドレスに随時配信します。 芝山町情報メール 登録用アドレス bousai.shibayama-town@ raiden3.ktaiwork.jp	インターネット 大規模な災害時には、次のサイト等に最新の災害情報を掲載します。 芝山町ホームページ http://www.town.shibayama.lg.jp/ X(旧 Twitter) https://twitter.com/town_shibayama Facebook https://www.facebook.com/千葉県芝山町-630206571102616

災害情報共有システム（Lアラート）とは・・・

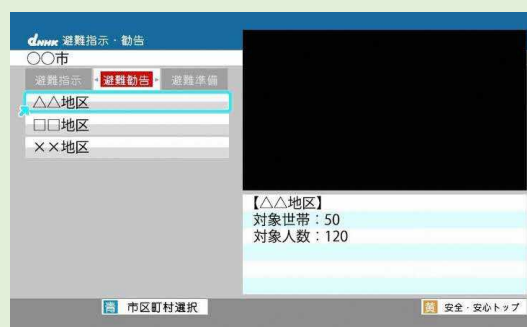
災害時の避難情報など地域の安心安全に関するきめ細やかな情報を、テレビやインターネット等の様々なメディアを通じて、地域住民に迅速に提供するシステムです。

【提供する情報】

- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- 避難所開設情報
- 災害対策本部設置情報

【テレビによる確認方法】

テレビのデータ放送で災害情報共有システム（Lアラート）の受信情報を確認できます。



データ放送によるテレビ画面のイメージ

3 災害に強いまちづくり

災害による被害を最小限にするためには、私たちの住むまちを「災害に強いまち」に変えていく必要があります。芝山町では、建築物の耐震化、避難場所の整備等を進めています。

◆ 住宅等の耐震化の促進

地震による死傷者の原因で最も多いのは、建物の倒壊によるものです。さらに、建物が倒壊すると、道路を塞ぎ、救急・消火活動の大きな障害にもなります。

このため芝山町では、町の耐震改修促進計画に基づいて住宅や公共建築物の耐震化を促進しています。また、木造住宅については耐震診断や耐震改修の補助制度を設け（下表参照）、耐震化を支援しています。

	耐震診断の補助	耐震改修の補助
方 法	千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会の修了者が「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき行う一般診断法又は精密診断法	「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に向上させる改修を行う設計、施工及び監理
補 助 額	耐震診断費用の 2/3 (限度額 8 万円)	耐震改修に必要な次の費用の合計 ①設計費用の 1/3 (限度額 4 万円) ②工事監理費用の 1/3 (限度額 6 万円) ③工事費用の 1/3 (限度額 40 万円)
対象住宅	①芝山町内に現に存し、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの ②地上階数が 2 以下で、木造の一戸建て住宅又は併用住宅 (延べ面積の 1/2 以上が居住部分)	「耐震診断の補助」対象に加えて ③建築基準法に違反していないもの ④耐震診断において耐震性の向上が期待できるもの
対 象 者	対象となる木造住宅に自ら居住し、所有していること。(町税等を滞納していないこと。)	

◆ 転倒・落下物等対策の促進

建物が無事でも家具や大型家電の転倒、ガラスの飛散によってけがをしたり、建物の外に避難する経路を塞いだりします。また、ブロック塀の倒壊や落下物によって、歩行者等に被害を及ぼしたり、緊急車両の通行の妨げになってしまうこともあります。

芝山町では、家具等の転倒防止対策の啓発に努めているほか、危険ブロック塀対策事業補助制度を設け、危険ブロック塀等の撤去費用と新たなフェンス等の設置費用の一部を補助しています。

◆ 避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定しています。

種 類	機 能	指定状況
指 定 緊急避難場所	切迫する災害(地震、洪水、土砂災害)から緊急的かつ一時的に避難する施設	小中学校(旧小学校含む。)、運動場、公民館、共同利用施設など 計 12 箇所
指 定 一般避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校(旧小学校含む。)及び福祉センター 計 4 箇所
指 定 福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた施設	福祉センター 1 箇所

Ⅳ 災害が発生したときの活動

1 災害対策本部

◆ 災害対策本部の設置

災害対策本部とは災害対策を実施するために設置される組織で、町長を本部長とします。主な設置基準は、次のとおりです。

【芝山町災害対策本部の主な設置基準】

- 芝山町内で震度5強以上を記録したとき
- 特別警報が発表され、町長が必要と認めたとき

◆ 職員の動員

災害時には、災害対策活動に必要な職員を動員します。また、大規模災害では電話やメール等の連絡手段が使用できないことも考慮し、震度や警報レベルに応じた自動参集も行います。

2 情報伝達・災害相談

◆ 災害情報の伝達

災害時には、防災行政無線、芝山町情報メール、広報車、広報紙、エリアメール、ホームページ、SNS等を活用して防災情報や生活支援情報等を発信します。

◆ 災害相談窓口

芝山町は、住民からの問い合わせや相談に対応するため、芝山町役場に災害相談窓口を設置します。

【相談の主な内容】

- 安否情報(家族の消息等)の照会
- 住宅の応急修理、仮設住宅等の申し込み
- 罹災証明書等各種証明書の発行
- 支援金の支給、融資等の申請

3 応援協力体制の確保

芝山町の対応力を超えるような大規模災害では、県、自衛隊、他の市町村のほか、災害協定を締結している団体(下表参照)に、災害対策活動の応援協力を要請します。

応援協力の種類	主な協定先
救援物資等の提供	山武郡市農業協同組合、千葉県LPガス協会、セブンイレブン・ジャパン、成田国際空港
災害調査等	千葉県土地家屋調査士会、千葉県建築士会山武支部、芝山町建設業災害対策協力会
被災者の救護等	山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、千葉県理容生活衛生同業組合山武支部

4 避難活動

◆ 避難情報情報の発令

台風や大雨による河川の氾濫や土砂災害から円滑に避難するため、気象情報や水位情報等を活用して、次の3段階の避難情報を発令します。

種類	居住者等が とるべき行動等	主な判断基準	
		洪水(河川氾濫)	土砂災害
緊急安全確保 〔警戒レベル5〕	●災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●命の危険 直ちに緊急安全確保(※1)！	☐ 河川の決壊や越流が発生 ☐ 気象庁の洪水キキクルが「災害切迫(黒)」	☐ 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、気象庁の土砂キキクルが「災害切迫(黒)」
避難指示 〔警戒レベル4〕	●災害のおそれ高い ●危険な場所から全員避難(※2)	☐ 河川水位が氾濫危険水位 ☐ 気象庁の洪水キキクルが「危険(紫)」	☐ 土砂災害警戒情報が発表 ☐ 気象庁の土砂キキクルが「危険(紫)」
高齢者等避難 〔警戒レベル3〕	●災害のおそれあり ●危険な場所から高齢者等は避難(※2)	☐ 河川水位が氾濫注意水位 ☐ 気象庁の洪水キキクルが「警戒(赤)」	☐ 大雨特別警報(土砂災害)が発表 ☐ 気象庁の土砂キキクルが「警戒(赤)」

※1 「緊急安全確保」とは、避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動することです。

※2 「避難」には、次の2つの方法があります。

「立退き避難」…災害リスクのある区域の外側にある指定緊急避難場所、親戚・知人宅、ホテル・旅館などへ移動することです。

「屋内安全確保」…災害リスクのある区域内で、建物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階など安全を確保できる場所へ移動すること。

◆ 避難所の開設・運営

災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合、勤務時間内は施設管理者、勤務時間外はあらかじめ定められた職員が鍵を携行して開設し、芝山町と施設管理者、自主防災組織等で協力して避難者の受入を行います。

また、避難所の運営は住民による自治を原則とし、自治会、自主防災組織等が主体となった避難所自治組織を立ち上げます。

なお、高齢者、障がい者等、一般の避難所での生活が困難な方々には福祉避難所を開設し、専門的な介助を行います。



5 消火・救助・医療救護活動

◆ 消火・救出活動

大地震では火災が多発したり、倒壊した建物等に多くの住民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応できなくなる事態が予想されます。

このため、現場に真っ先に駆けつけられる地域の事業所、自治会、自主防災組織、住民等の方々が初期消火や救出活動に協力していただく事が不可欠です。

また、救出した方の搬送等についても、住民の皆様に協力を求めることがあります。

発災時の防災・減災活動へ協力を！

阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された方の約9割を、家族や隣近所の方が救出したといわれています。自治会、自主防災組織、事業所等が協力して、救出活動等を行うことが重要です。

◆ 医療救護活動

多数の傷病者が発生したとき、県（山武保健所）、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会及び山武郡市薬剤師会と連携して、芝山中学校体育館1階武道場と特別教室に救護所を設置します。

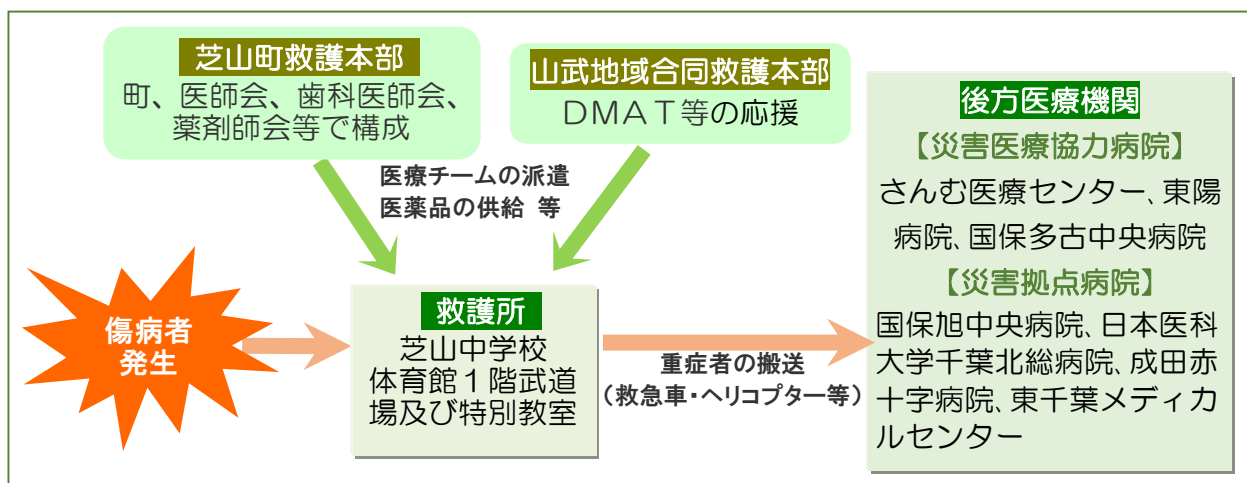
救護所では、医師や看護師等で編成する医療チームが、負傷者のトリアージや応急処置等を行います。また、重傷者等は拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。

その他、避難生活者の健康を確保するために、医師や保健師が避難所を巡回して、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、こころのケア等を行います。

トリアージとは…

災害現場等で多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置や搬送を行うために、治療の優先順位をつけることをいいます。

災害医療救護活動のながれ



6 二次災害の防止活動

◆ 被災建築物の応急危険度判定

地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物を対象に応急危険度判定を実施します。

これらの判定は目視で行い、建物の入口等にステッカー(右図参照)で表示します。

なお、この判定は危険を防止するためのもので、罹災証明書を発行するための被害認定調査は、この判定の後で実施します。



建物の応急危険度判定のステッカー

◆ 被災宅地の危険度判定

地震や液状化によって地盤に亀裂などが生じた宅地では、家屋等が倒壊するおそれがあります。このような二次災害の危険を防ぐため、宅地の危険度判定を実施します。

判定結果はステッカーで表示し、危険がある場合は、警戒避難対策や危険区域への立入制限等を行うことがあります。



宅地の危険度判定のステッカー

7 被災者への生活支援

◆ 給水

断水したときは、断水地区の病院や福祉施設等に優先的に給水するほか、避難所等に給水拠点を設置して被災者の方々に飲料水等を提供します。芝山町が対応できない場合は、県や他の水道事業体に応援を要請し飲料水等を提供します。

芝山町の目標給水量

期 間	給水量	水量の用途内訳
発災から 3 日間程度	3ℓ/人・日	生命維持のために最低限必要な水量
4 日目頃から10 日目頃まで	20ℓ/人・日	調理、洗面等、最低生活に必要な水量
11 日目頃から 21 日目頃まで	100ℓ/人・日	調理、洗面、最低限の浴用、洗濯等に必要な水量
22 日目頃から 28 日目頃まで	250ℓ/人・日	被災前と同様の生活に必要な水量

◆ 食料・生活必需品の提供

災害発生当初は、芝山町が備蓄している食料や生活必需品を提供します。また、必要に応じて、災害時応援協定を結んでいる企業等から食料等を調達します。

芝山町内での調達が困難な場合は、自衛隊の炊き出しや国、県、近隣市町村さらには全国に救援を要請し、総合運動場の武道館を救援物資の集積拠点として受け入れ、各避難所に配送します。

◆ 衛生・防疫対策

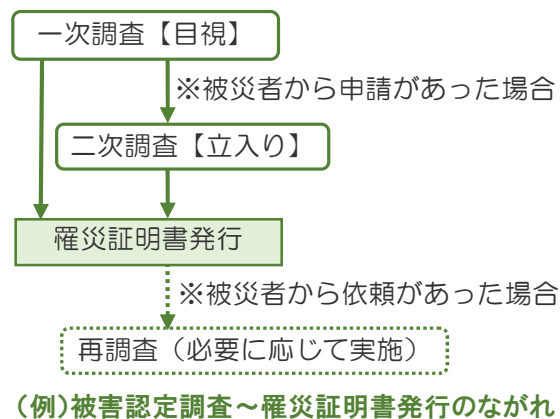
災害時は断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えなくなることがあります。芝山町では避難所や公園に仮設トイレを設置し対応します。

また、災害により感染症が発生し、または発生のおそれのある地域の消毒を行います。

◆ 罹災証明

生活再建支援金や義援金等の受給、応急住宅への入居申請、町税の減免等の申請には、住宅の被害程度を証明する罹災証明書が必要です。芝山町では、罹災証明の申請のあった住宅等を対象に被害認定調査を行い、この結果をもとに芝山町役場で罹災証明書を交付します。

なお、火災により焼損した家屋等は、山武郡市広域行政組合消防本部が火災調査を行い、この結果をもとに罹災証明書を交付します。



『罹災証明』と『罹災届出証明』の違いについて

『罹災証明』は、住宅の被害程度の事実を町が証明するものですが、これと類似するものとして『罹災届出証明』があります。

『罹災届出証明』は、住民から被害の届出があったことを証明するもので、住宅以外の作業場、門などの付帯物、家財(家具・家電)、自動車、災害による負傷などを対象とし、町が発行します(現地調査は行いません)。

◆ 災害廃棄物の処理

大規模な災害では、倒壊したり、全壊と判定された建物、浸水した畳や家財等が災害廃棄物となって大量に排出されます。

このような場合、芝山町は仮置場を確保して災害廃棄物を仮置きし、長期的な計画を立てて、民間事業者と協力しながら処理・処分を実行します。

◆ 応急住宅の確保

大規模な災害時には、県と芝山町が連携して応急仮設住宅を設置します。

また、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて提供します。

8 交通対策・緊急輸送

◆ 交通規制

国道 296 号、主要地方道成田松尾線、主要地方道八日市場八街線等は、緊急輸送道路として指定されています。これらの道路では、大規模な災害時は消防車等の緊急通行車両の通行を確保するために一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動する場合があります。

また、大規模な地震が発生したときは、道路の損壊や交通渋滞等の状況を把握して重要な路線を優先して復旧させていきます。

◆ 緊急輸送

芝山町や防災関係機関の車両を使用するほか、運輸事業者等にも要請を行い、必要な車両を確保して救援物資等を輸送します。

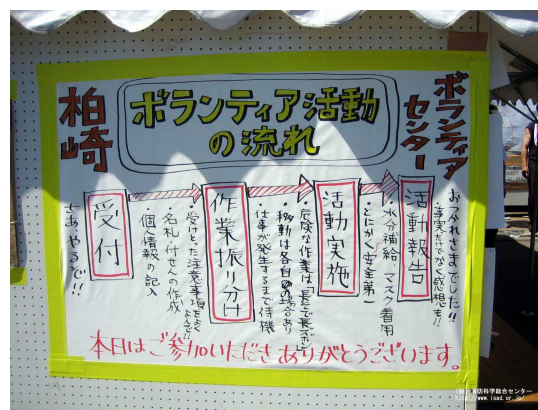
また、車両での輸送が困難な場合や緊急的な輸送が必要な場合は、ヘリコプターの臨時離発着場を各小中学校、芝山町総合運動場グラウンド、芝山町スポーツ広場、芝山公園野球場に開設し、県にヘリコプターによる輸送を要請します。

9 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。

芝山町は、社会福祉協議会と協力して芝山町福祉センターに災害ボランティアセンターを設置します。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの登録・管理、ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整、ボランティアの派遣・募集等を行います。



災害ボランティアセンターの様子

出典: (一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

災害ボランティアの主な活動

専門ボランティア	一般ボランティア
① 外国語の通訳、情報提供	① 避難所の運営補助
② 被災建築物の応急危険度判定	② 炊き出し、食料等の配布
③ 被災宅地の危険度判定	③ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
④ 災害情報や安否情報等の収集整理、広報	④ 高齢者や障がい者等要配慮者の支援
⑤ 被災者への心理治療	⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
⑥ 高齢者や障がい者等の看護、情報提供	⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援
⑦ アマチュア無線通信 など	⑦ その他被災地における軽作業 など

10 帰宅困難者対策

◆ 一斉帰宅抑制の呼びかけ

地震により交通機関の運行停止や交通規制により、事業所の従業員、学校の児童・生徒、大規模商業施設の来訪者、駅の旅客等が帰宅困難となります。

芝山町は県と連携して、テレビ、ラジオ、防災行政無線の放送等で、住民、学校、事業所等に対して一斉帰宅を控えるように呼びかけます。

◆ 一時滞在施設の指定・開設

芝山町は、施設の安全性を考慮したうえで、帰宅が困難になった方々を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定します。

災害時には、状況に応じて一時滞在施設を開設します。

V 災害復旧・復興

1 災害復旧

◆ 被災者への支援

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるようにするため、国、県、芝山町、その他公共機関が協力して、支援金の支給や資金の貸付、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置等の対策を実施します。

災害時の様々な再建支援メニュー

- | | |
|----------------|----------------|
| ● 支援金の支給・貸付等 | ● 公共料金等の特例措置等 |
| ・災害弔慰金などの支給等 | ・保育料の減免 |
| ・生活福祉資金の貸付 | ・公共料金等の支払の特例措置 |
| ・被災者生活再建支援金の支給 | ● その他 |
| ・災害援護資金の貸付 | ・義援金品の配分、提供 |
| ● 税金の特例措置等 | ・郵便物の料金の免除 |
| ・町税の納期限の延期と減免 | ・災害公営住宅の建設 |
| ・国民健康保険料等の減免 | ・災害復興住宅融資 |
| ・国税、県税の納期限の延長等 | ・職業のあっせん |

◆ 中小企業者等への支援

被災した中小企業者等への債務の猶予や事業の復旧に必要な資金融資等を行います。

◆ 農林水産業者等への支援

災害によって被害を受けた農林水産業者等の災害復旧に係る各種融資等を行います。

◆ 災害復旧事業

迅速な災害復旧のため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及びその他の法律による財政援助を受けて災害復旧事業を推進します。

※激甚災害とは、国民経済に著しい影響を及ぼす災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいいます。

2 災害復興

芝山町は、住民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置します。

住民等・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、復興計画の作成、合意形成の推進等を図り、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進します。

Ⅵ 芝山町避難所等一覧

1 芝山町避難所等一覧

(1) 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定 避難所 との 重複	想定収容 人数
				洪水	崖崩れ土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象		
1	公民館千代田分館	大里 18-52	0479-78-1295	○	○		○		○				259
2	旧東小学校	大里 2631	0479-77-3907	○	○		○		○			○	5,093
3	岩山共同利用施設	朝倉 394-16	0479-77-3907	○	○		○		○				692
4	高谷共同利用施設	高谷 72	0479-77-3907	×	○		○		○				687
5	高田共同利用施設	高田 6	0479-77-3907	×	○		○		○				524
6	芝山町総合運動場 (競輪レーン/センター)	小池 1557	0479-77-1861	○	○		○		○				15,311
7	小池共同利用施設	小池 2325-1	0479-77-3907	○	○		○		○				659
8	芝山小学校	新井田 63	0479-77-0015	○	○		○		○			○	10,084
9	芝山町中央公民館	小池 982	0479-77-0066	○	○		○		○				2,169
10	芝山文化センター	小池 973	0479-77-1861	○	○		○		○				4,175
11	芝山中学校	高田 239-1	0479-77-0130	○	○		○		○			○	22,372
12	芝山町福祉センター	飯櫃 126-1	0479-78-0294	○	○		○		○			○	7,442

※高谷共同利用施設及び高田共同利用施設については、洪水浸水想定区域内であるため、対象とする異常な現象の種類から洪水を除いたもの。

(2) 指定一般避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容人数
1	旧東小学校	大里 2631	0479-77-3907	○	225
2	芝山小学校	新井田 63	0479-77-0015	○	1,183
3	芝山中学校	高田 239-1	0479-77-0130	○	3,029
4	芝山町福祉センター	飯櫃 126-1	0479-78-0294	○	709

(3) 指定福祉避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容人数	受入対象者
1	芝山町福祉センター	飯櫃 126-1	0479-78-0294	○	709	要配慮者

(注1) 指定緊急避難場所の収容人数は建物と敷地を対象とし、建物は1人当たり4㎡、敷地は1人当たり2㎡で算定。

(注2) 指定一般避難所と指定福祉避難所の収容人数は建物を対象とし、1人当たり4㎡で算定